

平成31年度指定予定

地域密着型サービス事業者募集要項

◆ 募集概要	1
◆ 日常生活圏域別町名	5
◆ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の概要	6
◆ 看護小規模多機能型居宅介護の概要	7
◆ 応募申込に係る提出書類	
◇ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
提出書類一覧	8
様式等	9
◇ 看護小規模多機能型居宅介護	
提出書類一覧	36
様式等	37

平成30年7月

鈴鹿亀山地区広域連合

〔事務担当〕

〒513-0801 三重県鈴鹿市神戸一丁目18番18号 鈴鹿市役所西館3階

鈴鹿亀山地区広域連合 介護保険課 指導グループ

電話：059-369-3205

FAX：059-369-3202

E-mail: skkaigo@mecha.ne.jp

ホームページ <http://www.suzukakameyama-kouiki.jp/>

1 募集の趣旨

介護が必要になった高齢者等が住みなれた地域で自立した生活が続けられるように鈴鹿亀山地区広域連合 第7期介護保険事業計画に基づき、地域密着型サービスの整備を図る。

2 募集する地域密着型サービスの種類及び整備数（平成31年度整備計画）

日常生活圏域 サービス種類	鈴鹿西部		鈴鹿北部・鈴鹿中部・鈴鹿南部・亀山	
	施設数	定員数	施設数	定員数
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	—	—	2	—
看護小規模多機能型居宅介護	施設数	定員数	施設数	定員数
	—	—	2	58

※ 日常生活圏域については5ページ「日常生活圏域別町名」を参照してください。

※ 原則として平成31年度中にサービスの提供を開始できること。

3 申し込み書類の提出について

提出書類：①正本1部、副本8部を提出してください。

②提出書類は、原則A4版としてください。図面・公図等はA3版までとします。

③「提出書類一覧」の項番順に並べ、項番ごとにインデックスをつけてください。

④通しで頁番号をつけて、ファイル（A4版）に左綴じで整理し提出してください。

⑤応募者においても手元に当該提出書類一式の控えを保管してください。

提出期限：平成30年9月28日（金）

提出先：鈴鹿亀山地区広域連合 介護保険課

鈴鹿市神戸一丁目18番18号 鈴鹿市役所西館3階

電話 059（369）3205

受付時間：午前9時00分～午後5時00分（土曜・日曜・祝祭日を除く）

※電話で御予約のうえ御来庁ください。郵送による受付は行いません。

4 事業者等の資格要件

(1) 応募事業者は、法人格を有すること。

(法人設立を予定している方が、応募申込書を提出することは可能ですが、法人設立認可までの具体的なスケジュール・法的根拠等を添付書類の「開設までのスケジュール」に記載してください。)

(2) 開設者は、法人代表であること。

(3) 確実な事業及び運営を行うために十分な経済基盤、事業に対する知識経験を有するものであること。

(4) 介護保険法第78条の2第4項及び第115条の12第2項各号に定める欠格事項に該当しないこと。

5 事業予定者の選定について

(1) 事業予定者の選定方法

鈴鹿亀山地区広域連合介護保険運営委員会選定部会にて選定します。

事前に事務局による事務ヒアリングを行う場合があります。

選定部会にて必要に応じて応募事業者へのヒアリングを行い選定します。

審査の結果により、選定に値しないと判断した場合は、整備計画があっても、事業者の選定を行わないことがあります。

《選定基準》

①事業所整備面について（立地状況等）

②従事職員関係について（職員の配置等）

③運営理念及び基本方針について

④地域等との連携について

⑤防災対策・衛生管理・苦情解決・事故防止体制等について

⑥事業運営について（経営基盤等）

(2) 選定結果公表

選定結果については、平成30年12月頃（予定）に文書で通知します。

応募状況の概況及び決定事業者名等は公表します。

(3) その他

事業予定者と選定された後、応募内容と実際の事業計画が著しく変更された場合は、事業予定者の選定を取り消す場合があります。

また、事業予定者は後に、正式な指定申請を行っていただくこととなりますが、基準を満たしていない等の理由で地域密着型サービス事業者として指定しないことがあります。

6 介護報酬、基準等

(1) 介護報酬単位に関する基準

①指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（H18. 3. 14 厚生労働省告示第 126 号）

②指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（H18. 3. 14 厚生労働省告示第 128 号）

③指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（H18. 3. 31 老計発第 0331005 号，老振発第 0331005 号，老老発第 0331018 号 厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）

④厚生労働大臣が定める地域密着型サービス費の額の限度に関する基準（H24. 3. 13 厚生労働省告示第 119 号）

(2) 事業の人員、設備及び運営に関する基準

①鈴鹿亀山地区広域連合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（H25. 4. 1 鈴鹿亀山地区広域連合条例第 1 号）

②鈴鹿亀山地区広域連合指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（H25. 4. 1 鈴鹿亀山地区広域連合条例第 2 号）

※上記の関係法令等

①指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（H18. 3. 14 厚生労働省令第 34 号）

②指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（H18. 3. 14 厚生労働省令第 36 号）

③指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（H18. 3. 31 老計発第 0331004 号，老振発第 0331004 号，老老発第 0331017 号 厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）

④「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修」に規定する研修について（H24. 3. 16 老高発 0316 第 2 号，老振発 0316 第 2 号，老老発 0316 第 6 号 厚生労働省老健局高齢者支援・振興・老人保健課長連名通知）

7 関係法令等の遵守

応募にあたって、必要とされる関係法令、条例等を遵守し、法規制等がある場合は関係機関と十分に協議を行い、事業が円滑に実施できる環境を整えてください。

(関係法令)

介護保険法、老人福祉法、建築基準法、都市計画法、消防法、文化財保護法、河川法、砂防法、農地法、国有財産法など

8 応募にあたっての留意点

(1) 応募に関する費用負担

応募に関する費用は、全て申請者の負担とします。

(2) 提出書類の変更の禁止

応募者都合による提出書類の提出期限以降における差し替え及び再提出は認めません。

(3) 追加資料の提出等

事業者の選定等にあたって確認が必要とされた場合、追加資料の提出を求める場合があります。

(4) 虚偽の記載をした場合

応募者が提出した書類に虚偽の記載をした場合は、応募を無効にします。

(5) 提出書類の取り扱い

受理した書類は、理由の如何に関わらず返却しません。

原則提出書類は、そのまま選定委員が利用します。

(6) 応募を辞退する場合

応募受付後に辞退する場合には、辞退届の提出が必要になります。必ず広域連合に連絡してください。

(7) 補助金による助成を希望する場合は事業所建設予定地を管轄する市の担当課へお問い合わせください。

【補助金に関する問合せ】(平成30年4月現在)

鈴鹿市 健康福祉部 長寿社会課

鈴鹿市神戸一丁目18番18号 電話059(382)7935

亀山市 健康福祉部 長寿健康課

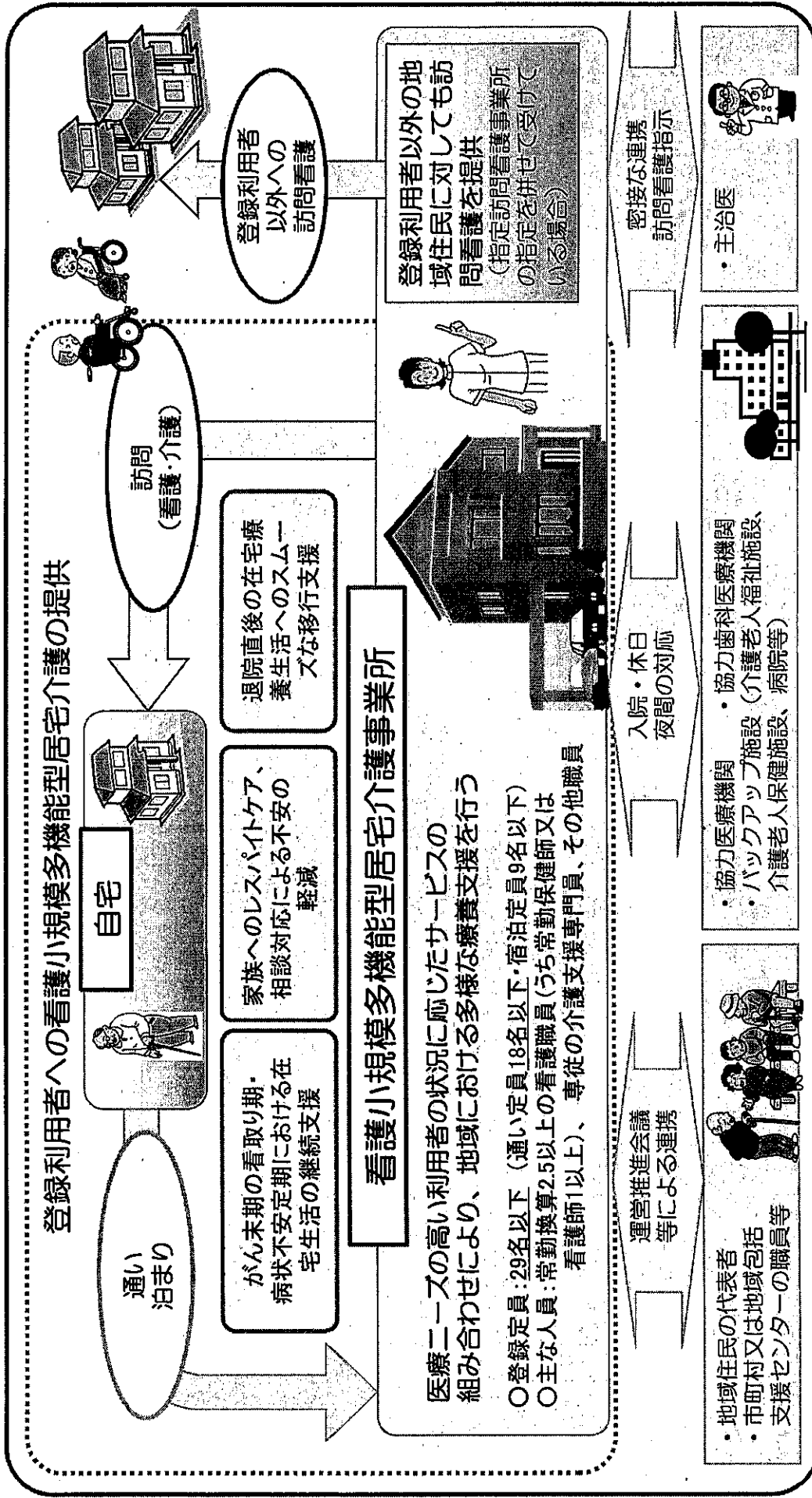
亀山市羽若町545番地 電話0595(84)3312

総合保健福祉センターあいあい1階

日常生活圏域

圏域名	地区名	町名
鈴鹿西部	庄野	庄野町・汲川原町・庄野東一～三丁目・庄野共進一～三丁目・庄野羽山一～四丁目
	加佐登	加佐登一～四丁目・加佐登町・高塚町・津賀町・広瀬町
	牧田	平田中町・阿古善町・平田一～二丁目・平田新町・大池一～三丁目・岡田町・算所町・弓削町・甲斐町・算所一～五丁目・平田本町一～二丁目・平田東町・弓削一～二丁目・岡田一～三丁目
	石薬師	石薬師町・上野町・上田町・自由ヶ丘一～四丁目
	井田川	小田町・和泉町・西富田町・中富田町
	久間田	下大久保町・花川町・岸田町
	椿	山本町・大久保町・椿一宮町
	深伊沢	深溝町・追分町・三畑町
	鈴峰	伊船町・長澤町・小社町・小岐須町
	庄内	西庄内町・東庄内町
鈴鹿中部	国府	国府町・八野町・平野町・住吉町・住吉一～五丁目
	飯野②	三日市町・道伯町・地子町・安塚町・三日市一～三丁目・道伯一～五丁目・三日市南一～三丁目
	玉垣②	肥田町・柳町・岸岡町・東玉垣町・西玉垣町・南玉垣町・末広町・土師町・北玉垣町・桜島町一～七丁目・末広東・末広北一～三丁目・末広南一～三丁目・末広西・石垣一～三丁目
	若松②	北若松町・若松北一～三丁目・若松中一～二丁目・若松西一～六丁目・若松東一～三丁目・中若松町
鈴鹿南部	白子	白子町・江島町・東旭が丘一～七丁目・中旭が丘一～四丁目・南旭が丘一～三丁目・寺家町・寺家一～八丁目・白子一～四丁目・白子駅前・白子本町・江島本町・東江島町・北江島町・江島台一～二丁目・中江島町・南江島町
	稻生	稻生町・野町・野村町・稻生西一～三丁目・稻生一～四丁目・稻生こがね園・稻生塩屋一～三丁目・鈴鹿ハイツ・野町中一～三丁目・野町東一～二丁目・野町西一～三丁目・野町南一丁目
	若松①	南若松町
	合川	三宅町・徳居町・長法寺町
	天名	御園町・徳田町
	栄	越知町・郡山町・中瀬古町・秋永町・五祝町・磯山町・東磯山一～四丁目・磯山一～四丁目
鈴鹿北部	飯野①	西條町・西条一～九丁目・飯野寺家町
	河曲	河田町・野辺町・野辺一～二丁目・竹野町・竹野一～二丁目・木田町・国分町・采女が丘町・山辺町・十宮町・十宮一～四丁目・須賀町・須賀一～三丁目
	一ノ宮	池田町・高岡町・高岡台一～五丁目・一ノ宮町・南長太町・北長太町・長太新町一～四丁目・長太旭町一～六丁目・長太栄町一～五丁目
	箕田	林崎町・南林崎町・上箕田町・中箕田町・下箕田町・南堀江町・北堀江町・林崎一～二丁目・上箕田一～二丁目・中箕田一～二丁目・下箕田一～四丁目・南堀江一～二丁目・北堀江一～二丁目
	玉垣①	矢橋町・矢橋一～三丁目
	神戸	神戸本多町・神戸地子町・神戸一～九丁目
亀山	亀山市全域	

看護小規模多機能型居宅介護の概要



○ 主治医と看護小規模多機能型居宅介護事業所の密接な連携のもと、医療行為も含めた多様なサービスを24時間365日利用することができる。

※ 医療ニーズへの対応が必要な利用者に対して、小規模多機能型居宅介護事業所では対応できなかったが、看護小規模多機能型居宅介護事業所で対応できる。

○ 看護小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員が、「通い」、「泊まり」、「訪問(看護・介護)」のサービスを一元的に管理するため、利用者や家族の状態に即応できるサービスを組み合わせることができる。